

# 選挙するため布告せず」 ネット広告 自主規制に限界

視察は昨年9月に実施され、審査会長と与野党幹事の6人が、ドイツ、ウクライナ、リトアニア、エストニアを訪問した。各国の憲法改正をめぐる諸課題や視察でのやりとりが400ページで記録されている。

新型コロナウイルスの感染拡大で、国会でも論点となっている「緊急事態での国会のあり方」について、訪問国でも議論になった。報告書では、2014年に政府軍と親ロシア派の武力衝突が始まったウクライナの憲法裁判所裁判官が「議員の任期延長は当たり前だ。危機的な状況が発生した時に唯一の権力機関がなくなるのは非常に危険」と指摘した。同国の憲法では、有事などの緊急事態に大統領が非常事態を布告すると、国会にあたる「最高会議」の議員任期が延長される規定がある。

## 衆院憲法審 視察報告書

広告規制など、日本の国会でも焦点となっている事例が盛り込まれ、今後の憲法論議の参考とする考えだ。

リトアニア③ 低投票率などで改憲案の不成立などが相次ぐ。成立の要件に一定以上の投票率、得票率を設定

エストニア④ EU加盟を問う国民投票では、賛成派と反対派の資金力の格差が浮き彫りに



ただ、別の裁判官は武力衝突の際に本末転倒の事態が起きたとも説明。「緊急事態の間は（憲法によって）選挙ができない。そこで、選挙を実施できるようにするため布告されなかった」とした。実際、非常事態が布告されたのは翌15年になってからだった。

ドイツの公法学者らと意見交換する衆院憲法審査会の与野党議員112019年9月、ドイツ・ベルリン、大久保貴裕撮影

日本では、自民党などで緊急時に衆院議員の任期を延長する改憲論が浮上する。視察に参加した議員の一人は「選挙をにらんだ党利党略で緊急事態時の判断が左右される危うさがある」と述べ、十分な議論が必要だとの認識を示した。

報告書は、欧州連合（EU）全体の状況について「直接フェイクニュースの発信や流布を法的に規制するのはなく、事業者が自主的対策を講じるように要請することとしている」とする。ただ、ドイツ政府のメディア法担当者は「自主的にやってもいい、効果がないと分かったら法的規制に入る」と説明。自主規制

EU加盟をめぐる国民投票で、豊富な資金力を持つ勢力による広告が問題になった。民間財団が賛成派の団体に多額の寄付をし、保守系議員は賛成側が反対側より20〜30倍の寄付を得たと主張し、「不正で奇妙な国民投票運動」と総括した。急速に影響力が強まるネット広告への対応も課題とされた。

野党側は「21日開催」  
今国会初の幹事懇  
衆院憲法審査会は14日、今国会で初めて幹事懇談会を開いた。与党は21日に憲法審を開き、憲法改正手続きを定める国民投票法改正案などの議論を再開するよう求めた。野党は憲法審の開催にこの日は応じず、調整を続ける考えを示した。幹事懇で自民党の新藤義

では実効性に限界があると認め、「立法化に向かう決定が出てくるだろう」との見通しを示した。

報告書を踏まえ、与党側は「緊急事態やネット広告規制について日本でも議論を深めるべきだ」（視察参加議員）と呼びかける。だが、野党は「いまはコロナ対策を優先すべきだ」と慎重で、議論が進む見通しは立っていない。報告書は衆院憲法審査会のホームページ（[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kenpou.nsf/html/kenpou/index.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/index.htm)）で見られる。（大久保貴裕）

孝・与党筆頭幹事は、これまで幹事懇が開かれなかったことを抗議。国民投票法改正案や国民投票時のCM規制、新型コロナウイルス感染症を受けた緊急時の国会機能の維持などについて議論を進めるよう求めた。立憲民主党と国民民主党の幹事は国民投票法改正案について、与党案と併せて野党提出の同法改正案も審議するよう求めた。

緊急時の国会機能の維持については、国民の奥野総一郎氏が「（緊急時の引き下げ論がある）定足数は衆院規則を変えればできる。憲法改正の話ではない」と反論した。

2020.5.14